

制限区域内（保安検査場～搭乗口）への持ち込み制限品

危険物（ガソリン等）ではなくとも、液体の制限区域内への持ち込みは厳しく制限されております。



なお、少量であれば、液体を機内の持ち込むことができます。ただし、以下のお約束をお守り下さい。

- ① 各々の容器のサイズが100ml以下であること
- ② 1kg大の開閉可能なビニール袋（透明）1袋分であること（お客様1人につき、1袋まで）
（余裕を持って入れられる分のみ・詰め込み不可）
- ③ 他の手荷物とは別にしておくこと（ビニール袋は別に検査されます）

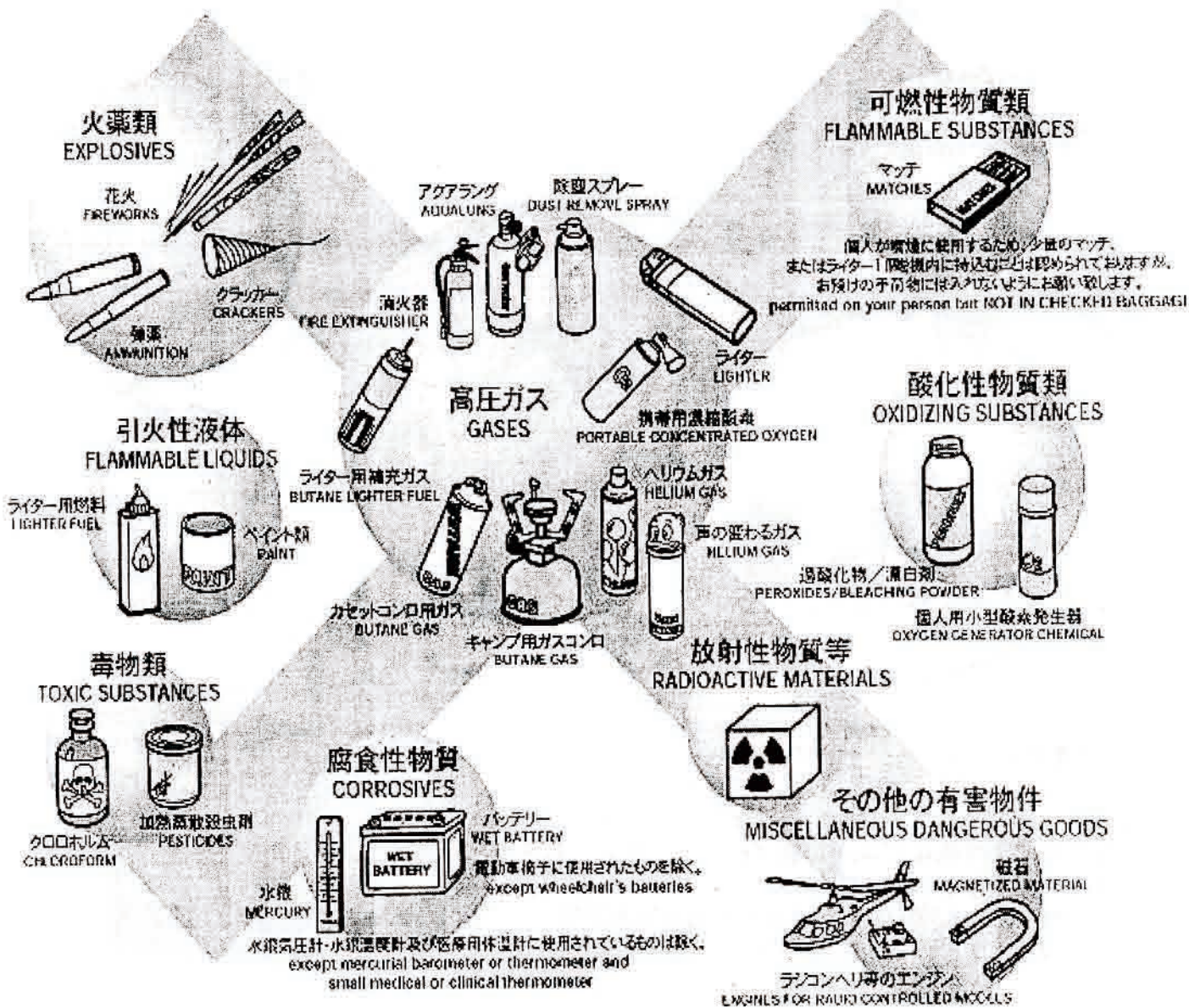


また、量が多くとも、以下のものは持ち込み可能です。（最終的には検査係員が判断いたします。）

- ・ ベビーミルク・ベビーフード（乳幼児同伴の場合に限る）
- ・ 医師に処方された薬（薬に書かれているのお名前と搭乗券のお名前が一致していること）
- ・ 食塩水・目薬・コンタクトレンズ保存液等の医薬品
- ・ 糖尿病用飲料・ジェル状の食べ物
- ・ 口紅・リップクリーム等の固体の化粧品・固体の防臭剤等・その他個体の物



保安検査場を通過した後に購入した液体類（フードコードで購入したペットボトル入り飲料・免税店で購入した化粧品等）はそのまま機内へお持ちいただけます。



パラオ当局の指示により ライター・ガス類・及び上記の危険物は 機内持込もお預かりのお荷物にも入れていただくことが出来ません。
 こちらで放棄くださいますようお願いいたします。